

組織再編およびM&Aにおける 課税繰り延べ措置について

2008年3月28日 対日投資有識者会議
在日米国商工会議所（ACCJ）会頭
アラン・スミス

ACCJとは

- 米国40社の企業の代表により、1948年に創設された。
- 東京、大阪および名古屋にオフィスを擁し、1400社以上の企業、約3200名のビジネスパーソンを会員とする。
- 現在、日本における、最大かつ、もっとも影響力のある外国ビジネス組織。
- 日本で投資ビジネスを行う会員も多く、対日投資への関心は高い。

ACCJは、

- 企業再編
- M&A

において、課税繰り延べ措置が柔軟に運用されるよう、
税制改革を提言する。

- 対日投資は、経済成長実現のための重要な要素である。
- 対日投資拡大は急務である。
- 対日投資に対する障壁
 - 課税繰り延べ措置の不存在
 - 法制度の欠如

対日投資のメリット

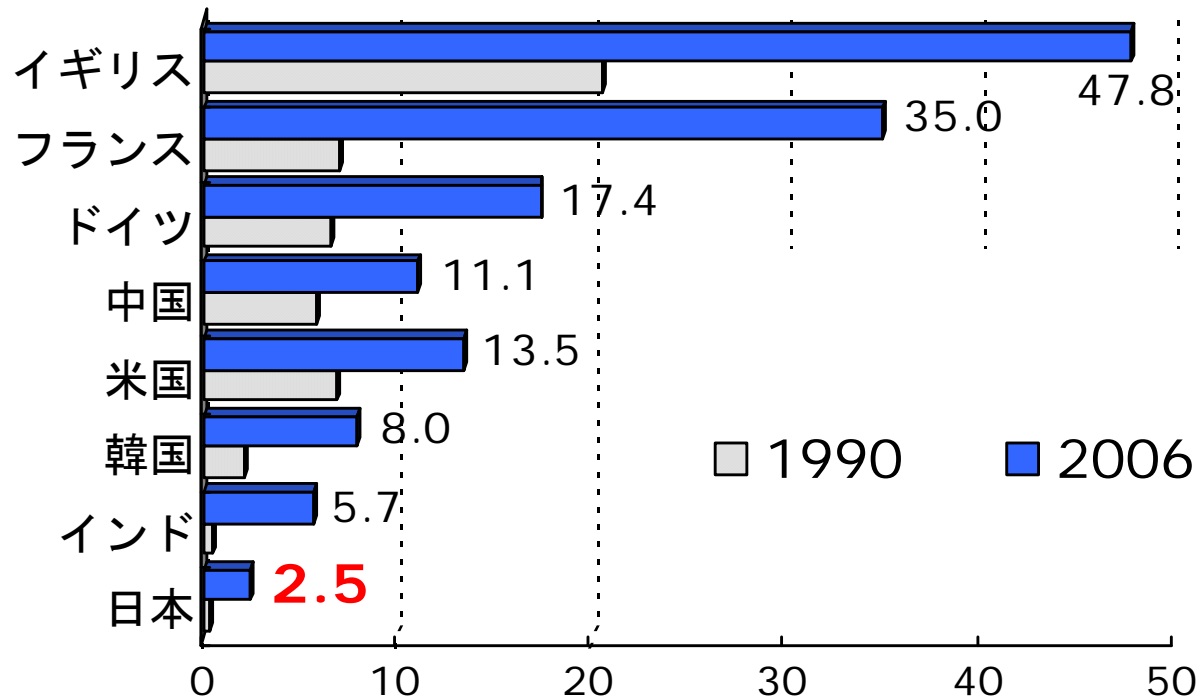
- 生産性向上への刺激
- ノウハウや製品、技術へのアクセスの円滑化
- 資本収益率の改善
- 投資フローの拡大
- 経済成長への刺激

日本の対日投資へのコミットメント

- 2003年： 5年間で対日直接投資残高を倍増
- 2006年： 2010年までに対日投資レベルを、
GDP比5%まで引き上げ
- 2008年： 福田内閣総理大臣の公約

対日投資拡大に向けた対応への遅れ

名目GDPの割合で見た先進国の対内直接投資残高



対日投資の飛躍的拡大に向けて危機感を持って、
効果ある処方箋を実行する必要がある

(2008年2月15日会議)

対日投資に対する障壁を取り除かなければ、世界の投資家や関係者に、「日本政府は対日投資拡大目標の達成に向けた政治的意思を喪失した」というネガティブなメッセージを発信することになる。

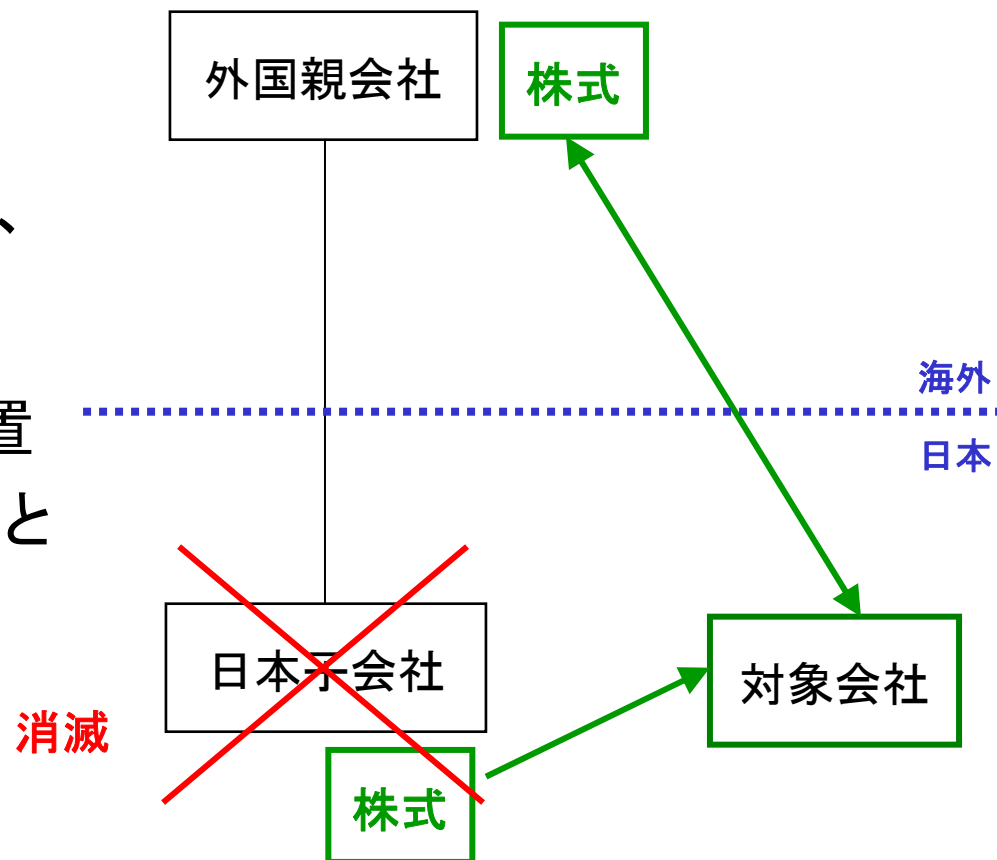
- 通常、組織再編とM&Aには、課税繰り延べ措置が適用されない。
- 組織再編は、M&Aだけでなく、経営の効率向上のための内部組織の再構成にも使われる。

- 2007年より、三角合併には限られた課税繰り延べ措置が認められた。
- しかし、要件は煩雑である。
- そして、既に存続・操業している日本子会社が必要である。
- この要件は、日本市場への新規参入者に対する障壁であり、既に国内に基盤がある企業に有利に働いている。

課税繰り延べ措置は、以下のどの取引でも利用できない。

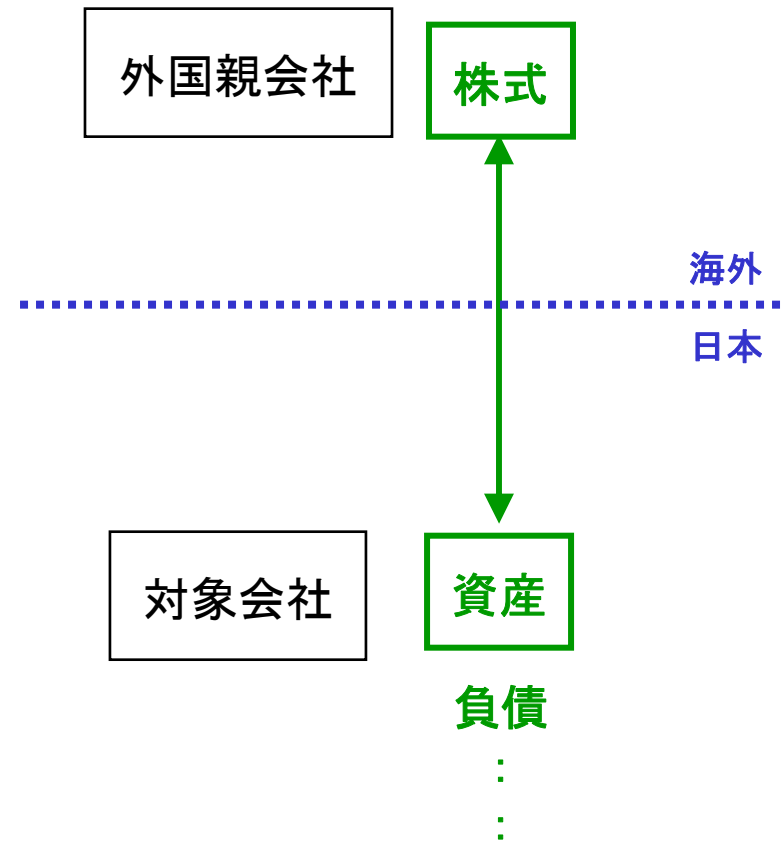
- 逆三角合併
- 株式と資産の交換 (Stock-for-assets exchange)
- 株式のエクステンジ取引 (Stock-for-stock exchanges)
- 外国会社支店の非課税現地法人化

- 対象会社は、存続会社。
- 事業免許その他の理由で、しばしば望まれる形態。
- 法制度と課税繰り延べ措置の欠如が対日投資の障壁となっている。



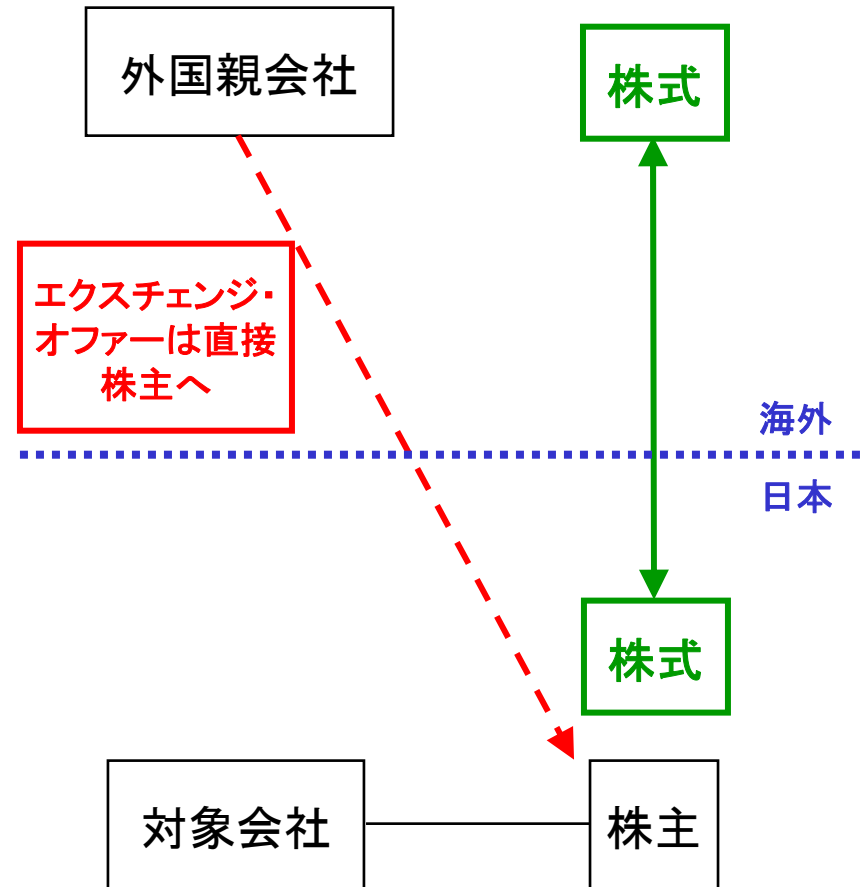
株式と資産の交換 (Stock-for-assets exchanges)

- 対象会社は、存続会社。
- 事業免許その他の理由で、しばしば望まれる形態。
- 課税繰り延べ措置の欠如が対日投資の障壁となっている。



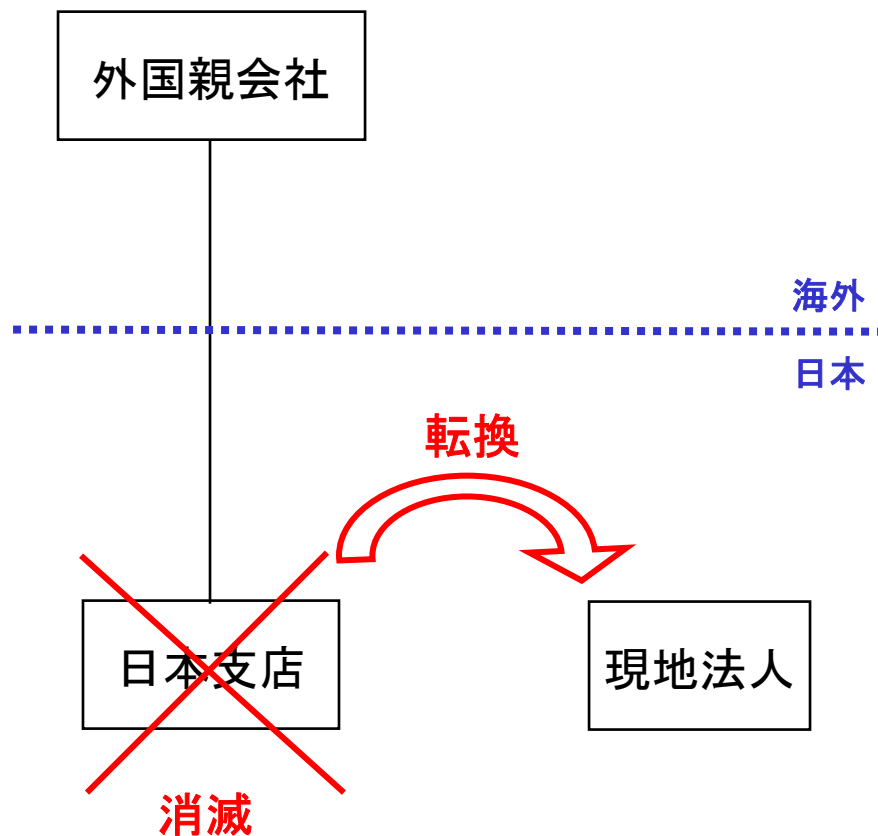
株式のエクステンジ取引 (Stock-for-stock exchanges)

- 対象会社の株式と交換に、取得者が自社株式を発行する。
- 海外では
 - 非公開会社の買収
 - 公開会社のエクステンジ・オファーの際にしばしば用いられる。
- 課税繰り延べ措置の欠如が対日投資を妨げている。



外国会社支店の非課税現地法人化

- 外国会社は、将来の成長の基盤として、支店を現地法人化したい。
- 会社法 第821条(擬似外国会社)。
- 外国支店は、持株会社形態をとれない。
- 非課税措置の欠如が対日投資を妨げている。



取引が起こらない

- 課税繰り延べ措置は取引成立を促進し、対日投資の増加につながる。
- 反対に、現行制度は企業買収と組織再編を妨げている。
- 結果的に、対日投資も低く、取引の成功がもたらしたであろう税収も得られていない。

- ACCJは、最近及び現在進行中の、日本政府による課税関係の明確化の動きを歓迎している。
- しかし、最終的施行にいたるまで、必要な明確性が得られるかどうか定かではない。
- 日本政府は、本日取り上げた問題点のほとんどに取り組んでいない。

- 課税繰り延べ措置の拡大は対日投資を促進する。
- また、日本のM&A市場の流動性も高める。
- 以上は、日本経済の利益となり税収も増進する。